



市 章

# 大津市公報

平 成 24 年 4 月 16 日  
号 外 (第 26 号の 2)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月 1 日、15 日 (休日の場合は翌日) 発行

## 目 次

### ○ 企 業 局 告 示

- 6 指定代理納付者の指定について..... 1
- 7 水道料金、下水道使用料及びガス料金の収納事務の委託について..... 1

## 企 業 局 告 示

### 大津市企業局告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により指定代理納付者を指定したので、大津市企業局会計規程（昭和 39 年公営企業部管理規程第 1 号）第 16 条の 3 の規定により告示する。

平成 24 年 4 月 16 日

大津市公営企業管理者職務代理者

大津市企業局長 野 村 茂 年

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 株式会社しがぎんジェーシービー 大津市浜町 4 番 28 号
  - (2) ユーシーカード株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 5 号
  - (3) 株式会社クレディセゾン 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
- 2 指定代理納付者に納付させることができる収入
  - (1) 大津市水道事業給水条例（昭和 33 年条例第 16 号）第 30 条第 1 項に規定する料金
  - (2) 大津市下水道条例（昭和 43 年条例第 36 号）第 14 条に規定する使用料
  - (3) 大津市ガス供給条例（昭和 52 年条例第 34 号）第 8 条の 3 第 1 項に規定する料金
  - (4) 大津市液化石油ガス供給条例（平成 16 年条例第 46 号）第 10 条第 1 項に規定する料金
- 3 指定代理納付者に収入を納付させる期間  
平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

### 大津市企業局告示第 7 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により水道料金、下水道使用料及びガス料金の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 24 年 4 月 16 日

大津市公営企業管理者職務代理者

大津市企業局長 野 村 茂 年

- 1 委託の相手方
  - (1) 大津市中央二丁目 4 番 23 号 株式会社大津ガスサービスセンター
  - (2) 岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地 株式会社電算システム
- 2 委託期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで